

## 商品概要説明書

大型多目的ローン（農業者・農業従事者用）

（令和4年4月1日現在）

商品名	大型多目的ローン（農業者・農業従事者用）
ご利用いただける方	<p>○当 J A の組合員（個人）で、農業者、農業従事者の方。          なお、次のいずれか一つに該当する方。</p> <p>①農業収入を確定申告している方。②農地（耕作地）を所有している方。          ③農業に従事している方（確定申告で農業専従者として申告されている方）。</p> <p>○お借入時の年齢が満 18 歳以上であり、最終償還時の年齢が満 71 歳未満の方。          ○勤続（または営業）年数が 1 年以上の方。</p> <p>○前年度税込年収（自営業者の方は前年度税引前所得）が 150 万円以上ある方。          ○生活の本拠が定まっており、原則として同一地区内に 1 年以上居住している方。ただし、自己住宅（家族名義を含む）に居住しており、勤続年数が 3 年以上の場合は、同一地区内に 1 年未満の居住でも可能となります。</p> <p>○原則として、借入金を業者振込にできること。          ○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。          ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。</p>
資金使途	<p>○生活に必要とする一切のご資金とし、資金使途の確認可能なものとします。          ただし、以下の資金は対象外とします。</p> <p>①負債整理資金          ②所定期日経過後の経済未収金の肩代わり資金          ③営農資金          ④事業性資金          ⑤投機等不健全な資金</p>
借入金額	○1,000 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○6 か月以上 10 年以内とします。
借入金利および形式	<p>○変動金利型          利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。</p> <p>○証書貸付となります。</p>
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加えて 6 ヶ月ごとの特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50% 以内、10 万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。
担保	○不要です。
保証人	○当 J A が指定する保証機関（東京都農業信用基金協会）の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。 ただし、次の場合は連帯保証人が必要となります。

	<p>①所得合算者の場合</p> <p>②借入者が農業従事者の場合は、原則、農業者（事業主）が連帯保証人</p> <p>③借入時の年齢が 20 歳未満の場合</p> <p>※安定した収入かつ前年度税込年収が 200 万円以上、同一地区内に 1 年以上居住、勤続年数 3 年以上の法定代理人。</p> <p>③その他、当 JA 及び保証機関が必要とする場合</p>												
保証料	<p>○一括前払方式</p> <p>ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。</p> <p>【お借入利率 1.2%、お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料（例）】</p> <table border="1"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>1 年</td> <td>3 年</td> <td>5 年</td> <td>7 年</td> <td>10 年</td> </tr> <tr> <td>保証料（円）</td> <td>5,375</td> <td>15,149</td> <td>24,729</td> <td>34,121</td> <td>47,859</td> </tr> </table>	お借入期間	1 年	3 年	5 年	7 年	10 年	保証料（円）	5,375	15,149	24,729	34,121	47,859
お借入期間	1 年	3 年	5 年	7 年	10 年								
保証料（円）	5,375	15,149	24,729	34,121	47,859								
団体信用生命共済	<p>○ご希望により当 JA 所定の 3 種類の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただけます。</p> <p>なお、共済掛金は当 JA が負担いたしますが、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済名</th> <th>加算利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td> <td>年 0.30%</td> </tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td> <td>年 0.40%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年 0.45%</td> </tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	年 0.30%	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0.40%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.45%				
団体信用生命共済名	加算利率												
団体信用生命共済（特約なし）	年 0.30%												
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0.40%												
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.45%												
9 大疾病補償保険	<p>○ご希望により「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。</p> <p>年 0.62%</p>												
手数料	<p>○新規事務取扱手数料… 5,500 円（消費税等含む）</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> <p>①全額繰上返済の場合… 5,500 円</p> <p>②一部繰上返済の場合… 5,500 円</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 5,500 円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。</p>												
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 JA 各本支店</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本店 金融共済部（電話：042-594-1011）</li> <li>・本店 総務企画部（電話：042-594-1011）</li> <li>・日野支店（電話：042-583-2111）</li> <li>・七生支店（電話：042-591-2011）</li> <li>・多摩支店（電話：042-375-8211）</li> <li>・稲城支店（電話：042-377-6002）</li> </ul> <p>当 JA 規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に</p>												

	<p>努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。</p> <table border="1" data-bbox="459 443 1422 707"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>電話番号</th> <th>受付日</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京弁護士会 紛争解決センター</td> <td>03-3581-0031</td> <td>月～金（祝日、 年末年始を除く）</td> <td>9:30～12:00 13:00～15:00</td> </tr> <tr> <td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3595-8588</td> <td>月～金（祝日、 年末年始を除く）</td> <td>10:00～12:00 13:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3581-2249</td> <td>月～金（祝日、 年末年始を除く）</td> <td>9:30～12:00 13:00～17:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</li> <li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</li> </ul> <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>	名 称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、 年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00
名 称	電話番号	受付日	受付時間														
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00														
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、 年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00														
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00														
その他	<p>○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>																

J A 東京みなみ

## 商品概要説明書

大型多目的ローン（農業者外用）

（令和4年4月1日現在）

商品名	大型多目的ローン（農業者外用）
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"><li>○当 J A の組合員（個人）の方。</li><li>○お借入時の年齢が満 18 歳以上であり、最終償還時の年齢が満 71 歳未満の方。</li><li>○勤続（または営業）年数が 1 年以上の方。</li><li>○前年度税込年収（自営業者の方は前年度税引前所得）が 200 万円以上ある方。</li><li>○生活の本拠が定まっており、原則として同一地区内に 1 年以上居住している方。ただし、自己住宅（家族名義を含む）に居住しており、勤続年数が 3 年以上の場合は、同一地区内に 1 年未満の居住でも可能となります。</li><li>○原則として、借入金を業者振込にできること。</li><li>○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。</li><li>○その他当 J A が定める条件を満たしている方。</li></ul>
資金使途	<ul style="list-style-type: none"><li>○生活に必要とする一切のご資金とし、資金使途の確認可能なものとします。ただし、以下の資金は対象外とします。<ul style="list-style-type: none"><li>① 負債整理資金</li><li>② 事業性資金</li><li>③ 投機等不健全な資金</li></ul></li></ul>
借入金額	○500 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○6 か月以上 10 年以内とします。
借入金利および形式	<ul style="list-style-type: none"><li>○変動金利型 利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。</li><li>○証書貸付となります。</li></ul>
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加えて 6 ヶ月ごとの特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50% 以内、10 万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。
担保	○不要です。
保証人	<ul style="list-style-type: none"><li>○当 J A が指定する保証機関（東京都農業信用基金協会）の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。 ただし、次の場合は連帯保証人が必要となります。<ul style="list-style-type: none"><li>① 所得合算の場合</li><li>② 借入時の年齢が 20 歳未満の場合 ※安定した収入かつ前年度税込年収が 200 万円以上、同一地区内に 1 年以上居住、勤続年数 3 年以上の法定代理人。</li><li>③ その他、当 J A 及び保証機関が必要とする場合</li></ul></li></ul>

保証料	<p>○一括前払方式</p> <p>ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。</p> <p>【お借入利率 1.2%、お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料（例）】</p> <table border="1" data-bbox="539 304 1348 403"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>1 年</td> <td>3 年</td> <td>5 年</td> <td>7 年</td> <td>10 年</td> </tr> <tr> <td>保証料（円）</td> <td>7,531</td> <td>21,216</td> <td>34,637</td> <td>47,788</td> <td>67,033</td> </tr> </table>	お借入期間	1 年	3 年	5 年	7 年	10 年	保証料（円）	7,531	21,216	34,637	47,788	67,033
お借入期間	1 年	3 年	5 年	7 年	10 年								
保証料（円）	7,531	21,216	34,637	47,788	67,033								
団体信用生命共済	<p>○ご希望により当 JA 所定の 3 種類の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただけます。</p> <p>なお、共済掛金は当 JA が負担いたしますが、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。</p> <table border="1" data-bbox="539 600 1348 795"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済名</th> <th>加算利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td> <td>年 0.30%</td> </tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td> <td>年 0.40%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年 0.45%</td> </tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	年 0.30%	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0.40%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.45%				
団体信用生命共済名	加算利率												
団体信用生命共済（特約なし）	年 0.30%												
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0.40%												
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.45%												
9 大疾病補償保険	<p>○ご希望により「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。</p> <p>年 0.62%</p>												
手数料	<p>○新規事務取扱手数料… 5,500 円（消費税等含む）</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> <p>①全額繰上返済の場合… 5,500 円</p> <p>②一部繰上返済の場合… 5,500 円</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 5,500 円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。</p>												
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 JA 各本支店</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本店 金融共済部（電話：042-594-1011）</li> <li>・本店 総務企画部（電話：042-594-1011）</li> <li>・日野支店（電話：042-583-2111）</li> <li>・七生支店（電話：042-591-2011）</li> <li>・多摩支店（電話：042-375-8211）</li> <li>・稲城支店（電話：042-377-6002）</li> </ul> <p>当 JA 規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。</p>												

	名 称	電話番号	受付日	受付時間
	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00
	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、 年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00
	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00
	<p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</li> <li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</li> </ul> <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>			
その他	<p>○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>			

J A 東京みなみ